

(別記様式第1号)

番 号
年 月 日

総務大臣 あて

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名

地域経済循環創造事業交付金交付申請書

地域経済循環創造事業交付金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

1 事業の目的 地域経済循環創造事業交付金に係る事業

2 交付申請金額 千円

3 交付金事業経費総括表

交付対象経費区分(円)			備考
謝金	旅費	その他諸経費	
合計			

4 交付対象事業の開始(予定)日 年 月 日

5 交付対象事業の完了予定日 年 月 日

(別記様式第2号)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名 あて

総務大臣

地域経済循環創造事業交付金交付決定書

年 月 日付け 第 号で申請のあった地域経済循環創造事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1 事業の目的 地域経済循環創造事業交付金に係る事業

2 交付額 千円

(注1) 公費による交付額は上記の額を上限とする。

(注2) 交付対象経費の区分ごとに配分された額は、交付金交付申請書記載のとおりとする。

(別記様式第3号)

番 号
年 月 日

総務大臣 あて

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名

地域経済循環創造事業交付金申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った地域経済循環創造事業交付金について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

年 月 日

2 申請を取り下げる事由

(注1) 地域経済循環創造事業交付金交付決定書(別記様式第2号)の写しを添付すること。

(別記様式第4号)

番 号
年 月 日

総務大臣 あて

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名

地域経済循環創造事業交付金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定された地域経済循環創造事業交付金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第12条の規定により、年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告する。

(別記様式第5号)

番 号
年 月 日

総務大臣 あて

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名

地域経済循環創造事業交付金事業変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った地域経済循環創造事業交付金について、その申請を変更したく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第10条の規定により、下記のとおり申請する。

(別記様式第6号)

番 号
年 月 日

総務大臣 あて

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名)

地域経済循環創造事業交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定された地域経済循環創造事業交付金の交付
対象事業について、

完	了
会計年度が終了	

したので、補助金等に係る予算の執行の適正
化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 交付金事業の名称

2 交付金事業の交付金実績額 千円

3 交付金事業の実施状況

着手日	
完了日	

4 交付金事業経費総括表

交付対象経費区分(円)			備考
謝金	旅費	その他諸経費	
合計			

- (注1) 以下の書類を添付すること。
- 1 地域経済循環創造事業交付金事業報告書
 - 2 地域経済循環創造事業交付金対象経費整理表
 - 3 地方公共団体の支払いの事実が分かるもの(支出命令書、請求書等)の写し

(別記様式第7号)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名 あて

総務大臣

地域経済循環創造事業交付金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定された地域経済循環創造事業交付金の交付対象事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定により、金 円に確定したので通知する。

(別記様式第8号)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名 あて

総務大臣

地域経済循環創造事業交付金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定された地域経済循環創造事業交付金の交付対象事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第 項の規定により、金 円の返還を命じる。

なお、返還の期限は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(脱炭素社会実現に資する専門人材の招へいに関する事業)(令和 年 月 日付け総行政第 号)第 条第 項の規定に基づき、本通知の日から20日以内とする。

(別記様式第9号)

番 号
年 月 日

総務大臣 あて

地方公共団体の名称並びに当該地方公共団体の長の職名及び氏名

地域経済循環創造事業交付金精算払(概算払)請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定された地域経済循環創造事業交付金について、
地域経済循環創造事業交付金交付要綱(脱炭素社会実現に資する専門人材の招へいに関
する事業)(令和 年 月 日付け総行政第 号)第 条の規定に基づき、下記のとおり精算払
(概算払)を請求する。

記

請 求 額 (千円)